

資料提供

令和5年6月23日（金）
茨城労働局労働基準部監督課
TEL:029-224-6214

令和5年度茨城県建設業関係労働時間削減推進協議会を開催しました

1. 趣旨

建設業については、令和6年（2024年）4月1日以降、時間外労働の上限規制が適用されます。本協議会は、関係行政機関が緊密に連携して業界団体の協力の下、労働時間に関する法制度等を周知し、建設事業者が自主的な取組を行うことができるよう支援を行うことを目的としています。

2. 日時 令和5年6月21日（水）10:00～11:45

3. 場所 茨城労働局2階会議室

4. 出席者

国土交通省関東地方整備局、茨城県、茨城労働局、一般社団法人茨城県建設業協会、茨城働き方改革推進支援センター、公共工事等発注機関、専門工事業団体

5. 議事概要

- (1) 茨城労働局より、建設の事業における時間外労働の上限規制について、説明を行った。
- (2) 国土交通省関東地方整備局、茨城県より、工期の適正化等の施策について説明が行われた。
- (3) 各団体の取組等について説明が行われた。
- (4) 建設事業者を対象として説明会を実施することが承認された。

6 資料

- ・会議次第
- ・茨城県建設業関係労働時間削減推進協議会設置要綱